

武雄市ヤングケアラー支援マニュアル

第3版

令和8年6月

武 雄 市

はじめに

(1) 国の動向

ヤングケアラーについては、令和2年度に初めて全国的な調査(中学2年生、高校2年生へのアンケート調査)が実施され、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%(およそ17人に1人)、全日制高校2年生が4.1%(およそ24人に1人)という結果となりました。こうした結果を受け、国は支援を進めるとともに、令和4年度からの3年間を「集中取組期間」として、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に取り組んでいます。

(2) 武雄市の取組

本市では、令和4年度より「ヤングケアラー支援体制会議」を設置し、令和5年度からは参加対象部署を増やした「ヤングケアラープロジェクトチーム」を設置。こどもへの調査や研修会、先進地視察などを行い、本マニュアルを作成しました。

令和5年6月より市内の小中高生及び教職員に対して、武雄市ヤングケアラー実態調査を実施しました。調査結果に関しては、『2. 武雄市ヤングケアラー実態調査(概要及び調査結果)』にて詳細を説明しています。

(3) 本マニュアルの目的

このマニュアルは、関係者や関係機関がヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーを早期に発見し、見守り、必要に応じて支援につなげることを目的として作成しました。なお、今後の支援状況を確認しながら、随時マニュアルの見直しを行います。

【重要:本マニュアル活用上の注意点】

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題にかかわることがあるため、次に示すような配慮や留意点が必要です。

1. こども、若者本人と家族への配慮

・ヤングケアラーと認識していない、ケアを担っていることを否定する場合があります。一方的な決めつけを避け、気持ちに寄り添い、肯定的・共感的に関わる姿勢が重要です。

・ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じているこどもや、家族が責められることでこども自身が傷つく可能性があることを理解し、家族全体が支援を必要としているという視点を持つことが大切です。

・ヤングケアラー本人抜きで性急に支援を入れようとせず、本人の想いや意思を第一に考えて支援を進めることが重要です。

2. 早期発見と適切なアセスメント

・学校生活への影響や、こどもの権利が侵害されていないかという視点で、客観的・多角的に状況を把握することが必要です。

・「ヤングケアラーかどうかの厳密な判断」に捉われず、将来的に負担をかかえるかもしれない可能性から、見過ごすことなく話を聞いたりしていく姿勢が大切です。

ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。具体例として、こども家庭庁にて下記のように紹介されています。(図1)

一般的にヤングケアラーは18歳未満とされていますが、18歳を超えてからもケアの役割を担い続ける場合があることから、武雄市では 18歳～おおむね30歳までの若者を含めて「ヤングケアラー」(以下、「ケアラー」とする)と呼び、支援を進めます。また、30歳を超えた場合でも継続的な支援が必要な場合は、関係機関へつなげるなど、急に支援が途切れることがないように対応します。

【図1:ヤングケアラーについて (こども家庭庁ホームページより)】



障がいや病気のあ
る家族に代わり、
買物・料理・掃除・
洗濯などの家事を
している



家族に代わり、幼
いきょうだいのお
世話をしている



障がいや病気のあ
るきょうだいのお
世話や見守りをし
ている



目を離せない家族
の見守りや声かけ
などの気づかいを
している



日本語が第一言語
でない家族や障が
いのある家族のた
めに通訳をしてい
る



家計を支えるため
に労働をして、障
がいや病気のある
家族を助けている



アルコール・薬物・
ギャンブル問題を
抱える家族に対応
している



がん・難病・精神疾
患など慢性的な病
気の家族の看病を
している



障がいや病気のあ
る家族の身の回り
のお世話をしてい
る



障がいや病気のあ
る家族の入浴やト
イレの介助をして
いる

武雄市ヤングケアラー支援マニュアル

< 目 次 >

はじめに	P. 1
ヤングケアラーとは	P. 2
1 ヤングケアラーへの支援が必要な理由	P. 4
2 武雄市ヤングケアラー実態調査(概要及び調査結果)	P. 5
3 ヤングケアラーの支援における留意点	P. 7
4 ヤングケアラー支援のための連携体制	P. 8
5 ヤングケアラーの気づき～支援までの流れ	P. 10
6 ヤングケアラーの具体的な支援の例	P. 19
7 参考事例	P. 20
8 参考資料等	P. 23

1 ヤングケアラーに支援が必要な理由

(1) こどもの権利

子どもの権利条約には、大きく分けると「生きる権利」、「守られる権利」、「参加する権利」、勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長するための「育つ権利」が定められています。これらの権利を侵害されているこどもについては、そのこどもの権利を守るために必要な支援を行い、こどもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。

(2) こどもの将来への影響

ヤングケアラーは、ケアを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、宿題をする時間がつくれなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったりするなど、こどもの権利が侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、こどもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。10歳代後半のケアラーにおいては、大学等への進学または就職とケアとの関係に悩んだり、周囲の同世代が将来に向けて進んでいるのを見ると、「どうして自分だけ選択肢が少ないのか」「このままで自分の将来は大丈夫なのか」と違和感・焦燥感を持つ場合があります。20歳代のケアラーにおいては、仕事とケアの両立や、結婚・子育てといった自身のライフステージとケアとの関係に悩む場合があります。

(3) こどもがケアを担う理由

家族に疾病や障がいがあることでケアが必要となったり、親の就労時間の増加などにより養育機能が不十分になることがあります。その際、親族のサポートや公的サービスなどを十分に受けることができない場合に、こどもが家族のケアをする状況が発生します。一度この状態になってしまうと、こどもがケアを担い続けざるを得ない状態となってしまいます。

(4) ヤングケアラー自身の相談のしづらさ

ヤングケアラー自身は上記のような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せなかったりしている場合があります。

また悩んでいても「相談して解決する」ということを理解できていないことや周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。そのような状況において、周りの大人が早く気づき、ケアラーの想いを聴き、必要な支援につなげて状況を改善することで、こどもらしく、または、自分らしく生きる権利を回復し、そのこども・若者が自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが必要です。「周りの人が助けてくれた」という経験をつくるのが、ケアラーの将来のためにも重要です。

2 武雄市ヤングケアラー実態調査(概要及び調査結果)

(1) 調査の目的

武雄市内のヤングケアラーに関する実態を把握し、支援体制強化のための基礎資料とするために調査を実施しました。

(2) 調査期間

2023 年(令和 5 年) 6 月 6 日～2023 年(令和 5 年) 6 月30日

(3) 調査対象者および調査方法

①	市立小学校 5、6 年生	915 人	(WEB、学校での集合方式)
②-1	市立中学校 1～3 年生	1,222 人	(WEB、学校での集合方式)
②-2	県立中学校 1～3 年生	162 人	(紙アンケート、学校での集合方式)
③	武雄市在住の高校生世代の市民	1,453 人	(WEB、郵送での依頼)
④	市立小中学校に勤務する教職員	360 人	(WEB、学校経由での依頼)

(4) 回収数(回収率)

- ① 745人(81.4%)
- ② 1,080 人(78.0%)
- ③ 390 人(26.8%)
- ④ 260人(72.2%)

(5) 調査結果

「武雄市ヤングケアラー実態調査報告書」に記載

(6) 考察

① 世話の実態

・家族の世話の有無について、国調査結果と比較すると、小学生では高く、中学生では同水準、高校生世代ではやや少ないという結果になっています。

家族の世話の有無	小学生	中学生	高校生世代
武雄市調査 (令和5年度)	13.2%	5.8%	2.3%
国調査 (令和2年度、3年度)	6.5%	5.7%	4.1% (全日制高校)

・世話を必要とする家族については、「きょうだい」の割合が高く、世話の内容については「家事」に次いで「見守り」の割合が高いことから、幼いきょうだいの見守り等をしている児童生徒が多いと考えられます。

② 世話による影響

欠席・遅刻・早退状況について、家族の世話の有無に基づいて比較すると、家族の世話のある児童生徒の方が欠席や遅刻・早退をする傾向にあります。

学校生活においてあてはまるものについて、家族の世話の有無に基づいて比較すると、小学生では家族の世話のある児童の方が様々な困りごとを抱えていることが分かります。中学生では、家族の世話のある生徒の方が「保健室で過ごすことがある」、「学校では一人で過ごすことがある」、「友人と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない」などの割合が高く、学校生活において孤立気味な傾向にあると読み取れます。

③ 「ヤングケアラー」の認知度

「ヤングケアラー」の認知度については、中学生、高校生世代、教職員と年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあります。

「ヤングケアラー」を知ったきっかけで最も割合が高いのは、中学生、高校生世代、教職員ともに「テレビや新聞、ラジオ」です。一方で、「学校」については調査対象毎に大きな差があり、学校での「ヤングケアラー」の周知にはまだ余地があると考えられます。

④ 学校における「ヤングケアラー」への対応

教職員のうち「ヤングケアラー」疑惑のある児童生徒がいると回答した割合は 21.2%。そのうちの 56.4%がケアの実態を把握。気づいたきっかけの 61.8%が「児童生徒本人からの話」であり、「児童生徒本人からの話」以外の方法で気づくケースは少ない状況となっています。

学校での対応は「本人への声かけ・相談・助言」、「学校内での情報共有や連携」の順で高く、本人・学校以外を巻き込んだ対応は少ない状況となっています。

支援に必要だと思うことについては、ヤングケアラーの周知(教職員・児童生徒)の他に「こどもが教員に相談しやすい関係をつくること」が高くなっています。

「ヤングケアラー」の周知により本人が気づくことのできる環境づくりと本人が周囲に相談しやすい体制づくりが必要と考えています。

3 ヤングケアラーの支援における留意点

(1) ヤングケアラーであることを、ケアラー自身や保護者等が認識していない

ヤングケアラーの支援の難しさの1つが、「支援が必要な状況であること」をケアラー自身、保護者等が認識していないケースが多いことです。そのため外部の人や機関が家庭内の事情に関わることへの抵抗感を持つことがあります。その場合は、ケアラー自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。

(2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たりまえだと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めただうえで、「いつでも助けを求めている」ということを伝え、他の選択肢もあるということを示すことが重要です。

(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースへの配慮

支援を受けることの必要性は理解していても、支援を受けることに抵抗感や恥ずかしさを感じ、「支援が必要な家族がいる」ということを周囲に知られたくないケアラーもいます。支援する際は、ケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないよう、十分に配慮した対応が必要です。

(4) メンタル面でのサポート

ヤングケアラーは、支援を受けることで、ケアから解放されたり、ケアを負担軽減されたりする一方で、罪悪感を抱くことがあります。また、喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまうこともあります。ケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が必要です。

(5) 家族との関わり

ヤングケアラーが担っているケアを、サービス等につなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要となります。また、保護者への否定的な態度などの家族を追い込むような支援をすることで、ケアラー自身を苦しめることのないよう配慮することが必要です。

(6) ヤングケアラー状態と“お手伝い”の境目

ヤングケアラーはしばしば“お手伝い”と混同されることがあります。判断の目安として、以下の3点があげられています。

『①親・保護者の見守りの下で行われているか』

『②他の活動・生活(学校、友人と遊ぶ時間など)を圧迫しないよう管理されているか』

『③「やりたくない」という選択肢がどの程度保障されているか』

“お手伝い”はこどもの生活的自立の観点から推奨されるものですが、一時的なお手伝いだったものから、ケア役割が慢性化・固定化したものになっていないかという視点が重要となります。

(参考:立命館大学産業社会学部現代社会学科教授 斎藤真緒 「ヤングケアラーの現状—課題解決に向けて—」第1回ヤングケアラーをしていますか? https://www.center-mie.or.jp/frente/files/ダウンロード用第1回%ヤングケアラー_compressed.pdf 参照:2024-04-01)

4 ヤングケアラー支援のための連携体制

(1) ヤングケアラー担当窓口

ヤングケアラー相談窓口(以下:「相談窓口」)を調整担当とし、関係機関とともにケアラーを支援します。

武雄市では一般的に18歳未満とされているヤングケアラーについて、18歳を超えてからもケアの役割を担い続ける場合があることから、18歳～おおむね30歳までの若者を含めて「ヤングケアラー」として支援を実施するため、表1のとおり、年齢ごとに相談窓口を設けています。

2つの相談窓口は相互に連携・協力していきます。

【表1:ヤングケアラー相談窓口】

相 談 窓 口	所 在 地 、 電 話 番 号	対 象
こども家庭センター (こども家庭課子育て相談係)	武雄市役所2階 0954-23-9129	※ケアラーが18歳未満
福祉課まるごと相談係	武雄市役所1階 0954-23-9235	※ケアラーが18～30歳未満 ※年齢の判断ができない場合

(2) その他の関係機関

ヤングケアラーの支援を進めるにあたっては、教育、福祉などの各分野の支援機関(以下:「担当窓口」)がケアラー本人やその家族の相談対応をするのはもちろんのこと、状況に応じて様々な支援の利用調整が必要となるため、平時からの連携を図ります。

【表2:その他の関係機関】

市外局番:0954

分野	相 談 窓 口	対 象	主 な 内 容	所在地、電話番号
学 校	新しい学校づくり課	小中学生、保護者 など	小中学校への入学・転校手続き、 教育相談など	武雄市役所 2 階 23-8010
	教育総務課		教育行政相談、就学援助など	武雄市役所 2 階 23-5170
	市内小中学校、高校			市内各所(別表参照)
こども・子育て	こども家庭課 母子保健係	妊娠期～幼児期	妊娠期～子育ての支援、赤ちゃん 訪問、乳幼児健診 など	武雄市役所 2 階 23-9216
	こども家庭課 子育て相談係	0～18歳	発達相談、医療的ケア児への相談、 小中学校との連携 など	武雄市役所2階 27-7092
			家庭児童相談、児童虐待に関する こと など	武雄市役所2階 23-9129
	こども未来課	0～15歳	保育所などに関すること、子育て に関する相談・情報提供、こどもの 貧困対策 など	武雄市役所2階 23-9215
	子育て総合支援センター	子育て世帯など	子育てに関する相談・情報提供 など	北方町大字志久 1674-2 36-3700

高齢・介護	健康課 たっしゅか係	65 歳以上の高齢者やその家族、ケアマネジャー、サービス事業者など	高齢者の支援、高齢者福祉サービス、老人措置 など	武雄市役所1階 23-9135
	武雄市地域包括支援センター		介護保険・介護サービス、認知症、成年後見制度、高齢者虐待 など	武雄市役所1階 23-9135
障がい	福祉課 障がい福祉係	障がいのある方	障がい者手帳、福祉サービス支給決定 など	武雄市役所1階 23-9235
	武雄市相談支援センター (委託:社会福祉法人 天童会)		障がいに関する相談支援、サービス事業所等との連携対応など	武雄市役所1階 27-7239
	健康課 健康づくり係		精神保健に関すること、こころの相談 など	武雄市役所1階 23-9131
生活困窮	福祉課保護係	経済的に課題を抱える人	生活保護に関すること、相談、受付など	武雄市役所1階 23-9235
	武雄市生活自立支援センター (委託:武雄市社会福祉協議会)		生活困窮に関する相談対応、家計支援・就労準備支援など	武雄市社会福祉協議会内 26-0708
その他	福祉課 まるごと相談係	—	複合的なケース等の相談対応、各支援機関との連携体制構築	武雄市役所 1 階 23-9235
	武雄市社会福祉協議会		地域福祉、ボランティア関連、貸付、金銭管理支援など	武雄町大字昭和 846 26-8013

【表3:市内小中学校、高校一覧】

≪市内小学校(14 校)≫

名 称	所 在 地	電 話 番 号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
武雄小学校	武雄町	22-3171	西川登小学校	西川登町	28-2006
御船が丘小学校	武雄町	23-8660	山内東小学校	山内町	45-3565
橘小学校	橘町	22-2925	犬走分校	山内町	45-2692
朝日小学校	朝日町	22-2834	舟原分校	山内町	45-4500
若木小学校	若木町	26-2006	山内西小学校	山内町	45-3575
武内小学校	武内町	27-2011	立野川内分校	山内町	45-4032
東川登小学校	東川登町	23-2905	北方小学校	北方町	36-2006

≪市内中学校(6 校)≫

名 称	所 在 地	電 話 番 号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
武雄中学校	武雄町	22-4105	山内中学校	山内町	45-3555
武雄北中学校	武内町	27-2004	北方中学校	北方町	36-2069
川登中学校	東川登町	28-2001	武雄青陵中学校 _(県立)	武雄町	22-3177

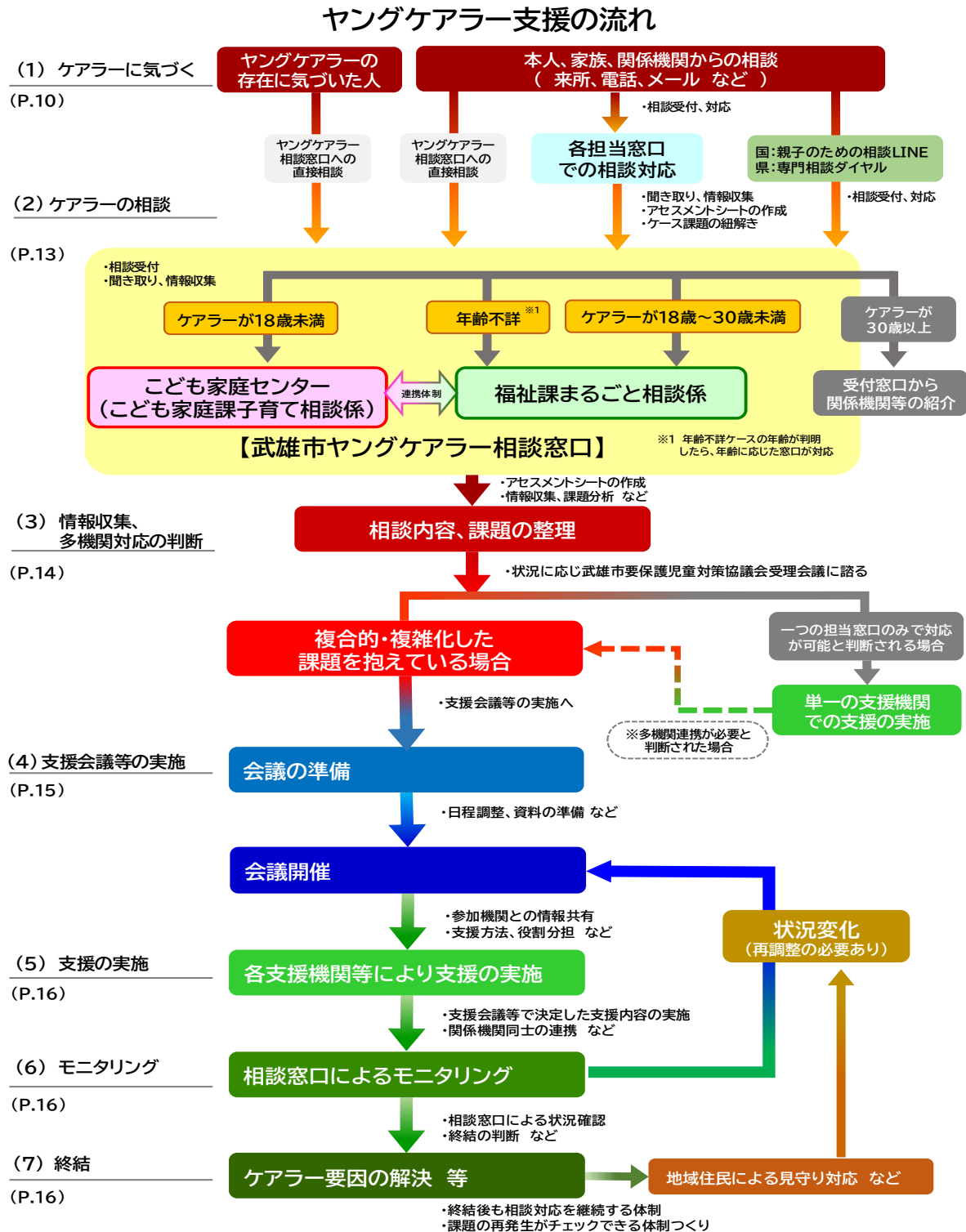
≪市内高校(2校)≫

名 称	所 在 地	電 話 番 号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
武雄高校 _(県立)	武雄町	22-3103	神村学園高等部 _(私立)	山内町	45-3232

5 ヤングケアラーの気づき～支援までの流れ

実際にヤングケアラーの存在に気づいた、またはケアラー本人らからの相談を受け付けてから、実際の支援に入るまでについては以下の手順に沿って行います。

【図 2:ヤングケアラー支援の流れ】



(1) ヤングケアラーに気づく

① ヤングケアラーに気づく

- ・ケアラー本人やその家族から電話やメールによる相談を受け付けます。
- ・また、支援関係者や地域の方などの第三者がケアラーの存在に気づく場合も想定されます。
- ・相談受付はヤングケアラー担当窓口とは限らず、市役所内の高齢・障がい・こども・生活困窮などの福祉分野の担当窓口(以下:「各担当窓口」)や、ケアラー本人やその家族が日頃より関係している学校や保育所等及び相談機関やサービス事業所など(以下:「各支援機関等」)が、ケアラーの存在に気づいたり、相談を受け付けることも想定されます。
- ・ケアラーは自宅内で役割を担っていることが多いため、家族以外の者が実態を把握することは難しく、こども・若者自身が自分のことを「ケアラーである」と認識することも難しいとされています。ケアラーを必要な支援につなげるには、地域の方などの第三者がいかにしてケアラーの存在に気づくかが重要となります。

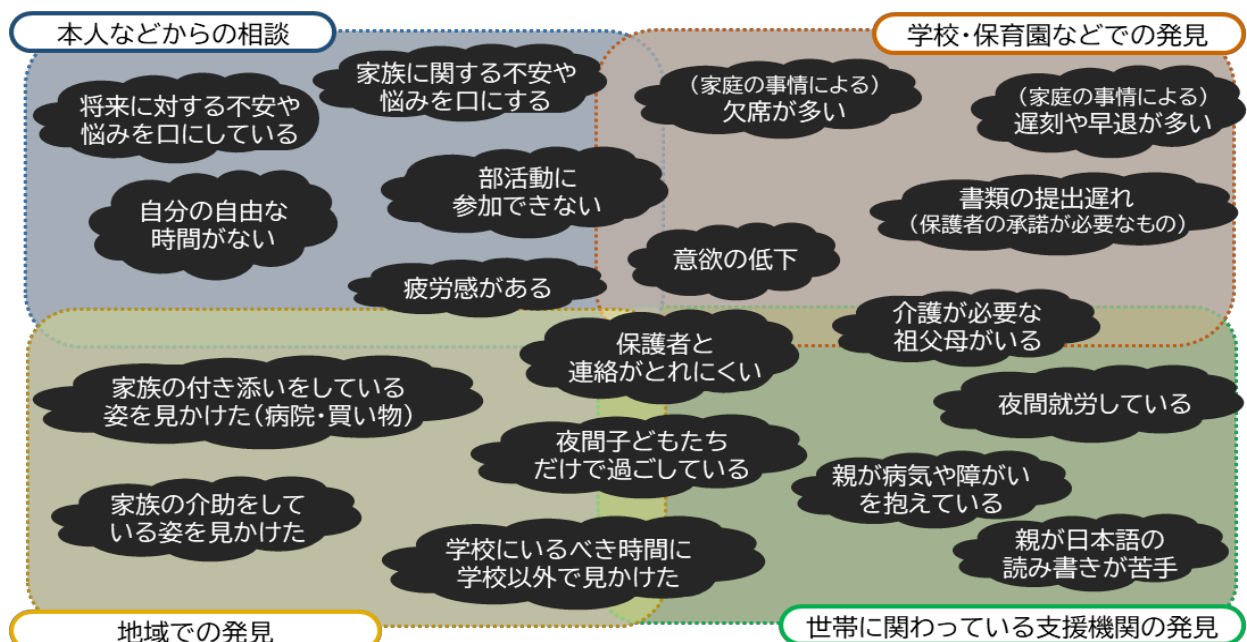
② ヤングケアラーに気づいた場合の対応

- ・ケアラーと思われるケースに気づいた場合は、ヤングケアラー相談窓口または各担当窓口へつなぎ、対象となるケースの状況について情報提供します。
- ・気づいた人の立場やケアラーやその家族との関係等により情報量は異なるため、まずは把握できている情報を伝えます。

③ ヤングケアラーに気づくきっかけの例

- ・地域住民や学校の先生など、気づいた人の立場によって把握できる内容は異なります。ケアラーの存在に気づくには、その家庭の中に「ケアラーがいるかもしれない」と意識することが重要となります。
- ・ヤングケアラーに気づくきっかけの例は以下の通りです。日ごろの業務の中でヤングケアラーの存在に気づくためのヒントとして、参考にしてみてください。(参照:図3および表4)

【図3:分野別のヤングケアラーに気づくきっかけの例】



【表4:ケアラーの存在に気づききっかけの例】

※太枠内の★がついている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴ですが、該当することが必ずしも「ヤングケアラーである」とは限りません。また下記はあくまでも例であり、これら以外にも様々な状況が想定されることに留意してください。

場面		ケ ア ラ ー の 様 子 や 状 況	
日中活動 (学校・保育園など)	家庭の事情による欠席が多い★	家庭の事情による遅刻が多い、時間通りに登校できないことが多い ★	
	保護者と連絡が取れない★	家庭の事情で早退することも多く、休みがちである★	
	学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけたことがある	授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない	
	コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくる人が多い	本人が希望しているにもかかわらず、部活に入っていない、練習に行けない	
	校納金が遅れる。未払い	修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
	宿題や持ち物の忘れ物が多い	高校進学を希望していたが、進学していない	
	学力が低下している	保健室で過ごしていることが多い	
健康面	必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★	給食時に過食傾向がみられる(何度もおかわりする)、または食欲がない ★	
	家族に関する不安や悩みを口にする	身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服装や衣類の汚れがある)	
	将来に関する不安や悩みを口にする	極端に痩せている、痩せてきた	
	生活リズムが整っていない	極端に太っている、太ってきた	
	予防接種を受けていない	表情が乏しい	
	虫歯が多い		
その他	生活のために(家庭の事情により)就職(アルバイト)している ★	家族の介助をしている姿を見かけたことがある★	
	幼いきょうだいの送迎をしている ★	家族の付き添いをしている姿を見かけたことがある(買物、病院など) ★	
	こどもだけの姿をよく見る	友達と遊んでいる姿をあまり見かけない	

(参考:ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン 作成:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)

(2) ヤングケアラー相談窓口への相談

① 各担当窓口→ヤングケアラー相談窓口へ

- ・相談を受け付けた各担当窓口は、対象となる相談窓口へつなぎます。
- ・対象者の年齢の判断がつかない場合は、福祉課まると相談係へつなげ、詳細が確認でき年齢が判明すれば、それぞれの担当窓口で対応します。
- ・相談する場合は、情報を提供することで、スムーズな連携を図ります

【(※再掲)表 1:ヤングケアラー相談窓口】

相 談 窓 口	所 在 地 、 電 話 番 号	対 象
こども家庭センター (こども家庭課子育て相談係)	0954-23-9129	※ケアラーが18歳未満
福祉課まると相談係	0954-23-9235	※ケアラーが18～30 歳未満 ※年齢の判断ができない場合

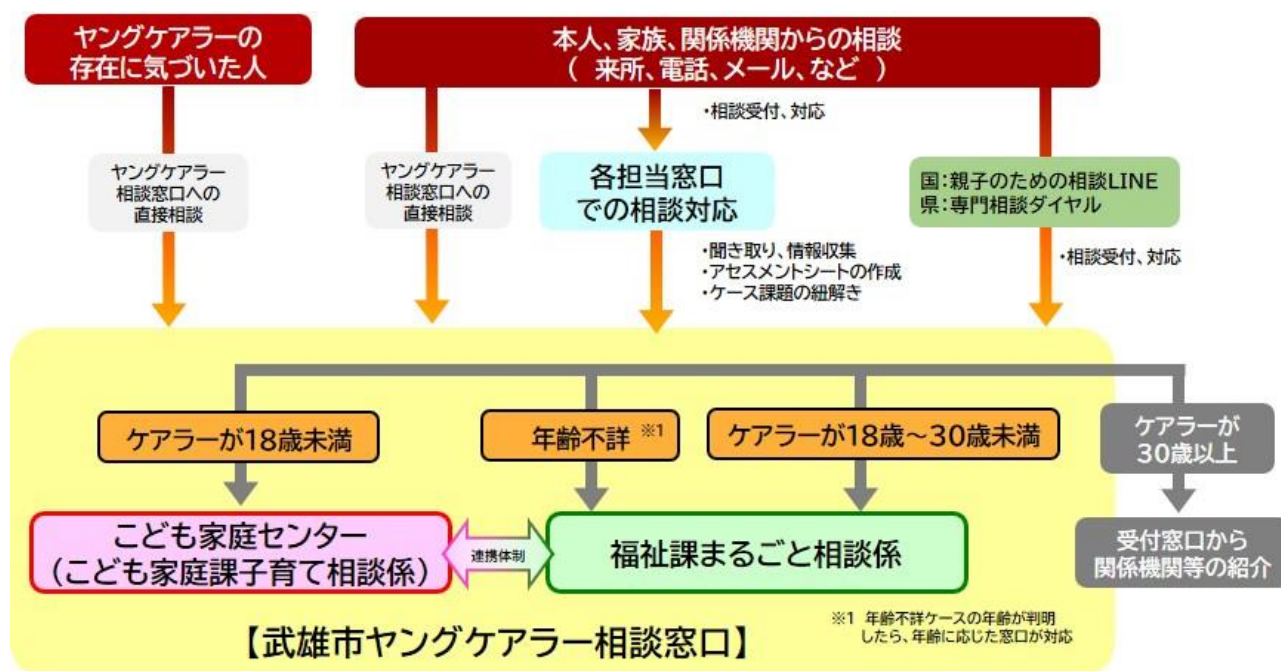
【※参考:佐賀県が設置しているヤングケアラー相談窓口】

相 談 窓 口	電 話 番 号	受 付 時 間
佐賀県ヤングケアラー 専門相談ダイヤル	090-9717-0566	毎週 月・水・金 11:00～18:00(祝日、年末年始を除く)

② ケアラー本人や家族、市民→ヤングケアラー相談窓口へ直接相談があった場合

- ・相談窓口では、ケアラー本人や家族から、電話やメールなどによる相談も受け付けます。
- ・相談窓口へ直接相談があった場合は、相談窓口の担当職員が直接聞き取り等を行います。
- ・ケアラー本人がどこに相談していいかわかるようチラシなどで相談窓口を明確にします。

【図4:ヤングケアラー相談受付の流れ】



(3) 情報整理、多機関対応の判断

① 情報整理

- ・相談窓口は相談を受けた内容について、相談者からの聞き取り等により情報整理を行います。情報整理の際には、アセスメントシート(様式1)を活用します。
- ・相談者の所属や立場等によっては、把握できない情報もあるため、わかる範囲で情報整理します。
- ・対象者に相談員やケアマネジャー等の特定の担当者がある場合は、連絡を取り情報を整理します。

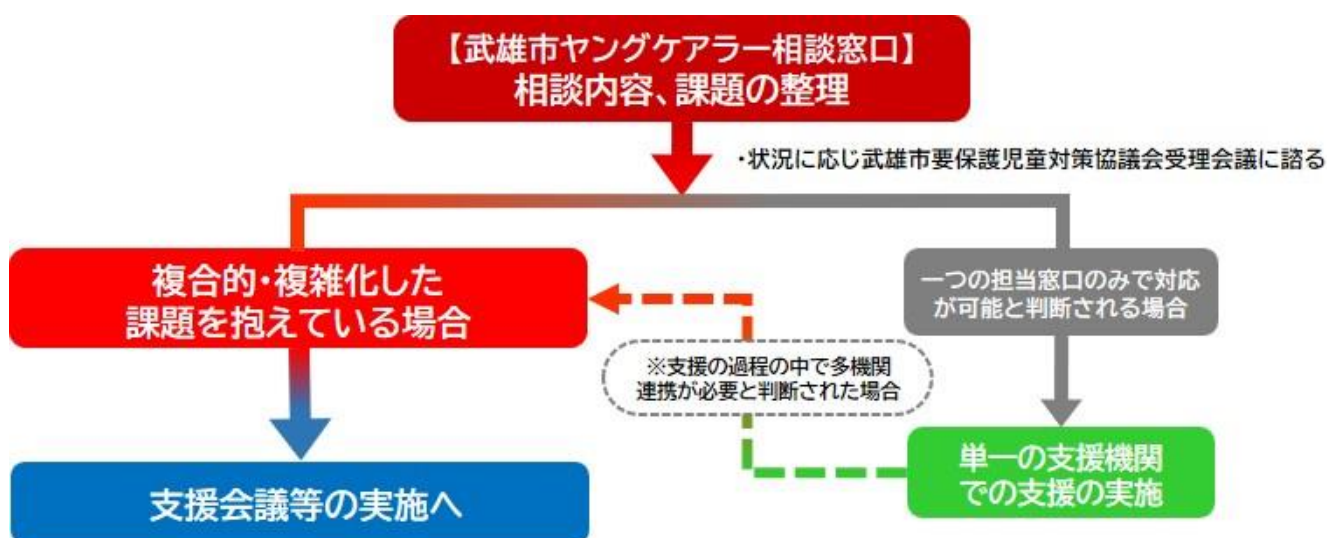
【表5:情報整理する内容(アセスメントシートより)】

No.	項 目	内 容
1	ケアをしている人	※ケアラーと思われる人
2	家族の状況	家族構成、家族の状況 など
3	ケアの状況	ケアラーがケアをしている相手、内容、時間 など
4	ケアラー本人の認識や意向	ケアラー自身の認識、相談相手の有無、ケアラーの希望 など
5	ケアラー本人の状況	日中活動(学校、保育園など)、健康面、その他 など

② 多機関連携の必要性の判断

- ・把握した情報を基に、課題を整理して多機関連携の必要性の判断を行い、状況に応じ武雄市要保護児童対策協議会の受理会議に諮ります。
- ・すべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ケアラー要因が複合的に絡み合っている場合には組織横断的に取り組むことが求められます。
- ・ケアラーが置かれている状況が、複合的な課題を有する場合については、多機関が連携して支援を実施できるよう支援会議等を開催します。
- ・一つの担当窓口のみで対応が可能と判断される場合は、担当窓口が単独で支援を実施します。その場合においても、支援の過程の中で多機関連携が必要と判断された場合は速やかに情報を共有し、必要な支援を行います。

【図5:多機関対応の判断・対応のフロー】



(4) 支援会議等の実施(情報・課題の共有、役割分担など)

- ・実際の支援に向けては、相談窓口が中心となり、支援会議等を通して情報共有、支援内容の決定、各機関の役割分担など行います。

① 会議開催までの準備

i 会議の目的の明確化

- ・何が課題なのか、多機関連携の必要性の確認、会議のゴールをどこに置くのかを明確にします。

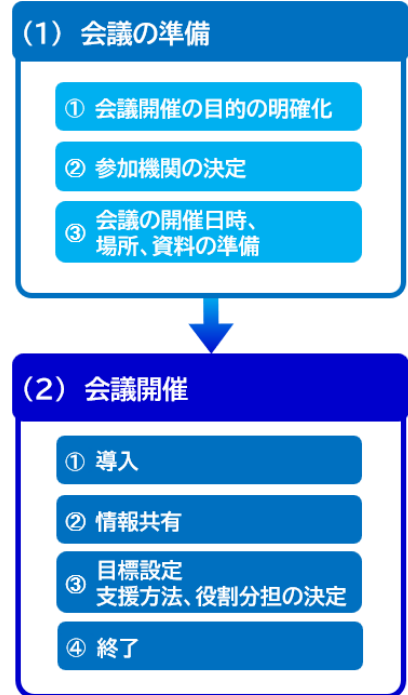
ii 参加機関の決定

- ・相談時点で関わっている機関はもちろん、情報を整理した上で今後関係が予想される機関等についても検討します。
- ・ケアラー本人や家族などの当事者の参加も十分に考えられます。

iii 会議の開催日時、場所、資料の準備

- ・可能な限り速やかな支援につなげることができるよう、早めの日時設定を行います。
- ・緊急度によってはすべての機関が調整できない状況等の場合、関係者を絞って開催するなどの対応をします。
- ・個人情報を取扱う会議となるため、個室の会議室のような外部への漏えいリスクが少ない環境を選択する等の注意を払います。
- ・資料も個人情報漏えいのリスクに鑑み、必要最小限とします。資料中の固有名詞は削除し、必要に応じて会議後に資料の回収を行う等の対応を行います。

【図6:支援会議等の実施手順】



② 会議開催

i 導入

- ・会議の冒頭で、会議の目的及びゴール、進行と時間、守秘義務等について確認します。

ii 情報共有

- ・資料を基に現状やこれまでの経緯、各機関の関わり状況等について共有します。

iii 目標設定、支援方法、役割分担の決定

- ・共有した情報を基に、対象ケースの目指すべき姿やそこに向けた支援方法について協議・決定します。
- ・対象ケースに関わる各支援機関の役割分担も行います。
- ・本人が支援を受けることに同意をしていない、家族が支援に対して拒否的な態度のため家庭内に介入することが難しい場合には、積極的にサービスを導入する等はできず、検討の結果、「継続した見守りの実施」のみという場合も十分に考えられます。
- ・必ずしも何かのサービスを導入することだけが支援ではないということも、支援機関とも共通認識を持つことが重要となるため、支援会議等の場でしっかりと共有します。

iv 終了

- ・次回の会議を行う時期について確認します。例えば、支援を実施する中で、状況に変化が生じたとき、ケアラー自身の環境が変化した場合等が想定されます。

(5) 支援の実施

- ・会議での決定事項に従い、各機関が対象ケースに対する支援を実施します。
- ・支援を実施した内容について、各機関はケース記録(様式2)に入力します。
- ・支援を実施する中で、状況変化があった場合には、担当窓口に報告し、必要に応じて支援会議等で支援方法の修正等を行う必要があります。

(6) モニタリング

- ・担当窓口が各支援者や民生委員など地域の関係者と連携し、定期的に対象ケースの状況についてモニタリングを行います。
- ・モニタリングはケアラー本人及びその家族に直接状況の確認をしたり、各支援者や地域の関係者への聞き取り等を通して行います。
- ・モニタリングは月1回程度とし、ケアラーが比較的安定している等の状況によっては3か月に1回程度、半年に1回程度と延長することもあります。
- ・モニタリングで状況が大きく変化したため、支援の必要性があると判断される場合等には、再度支援会議等を開催し支援を再開するなどの対応も考えられます。

(7) 終結

① 終結の判断

- ・モニタリングを重ねる中で、ケアラーとなっている要因が明らかに無くなったと判断された場合は支援が終結となります。
- ・終結の判断はその事実を確認した支援者等から担当窓口連絡し、担当窓口がケアラー本人に対して確認した上で判断します。ケースの状況によっては支援会議等を開催して判断する場合もあります。

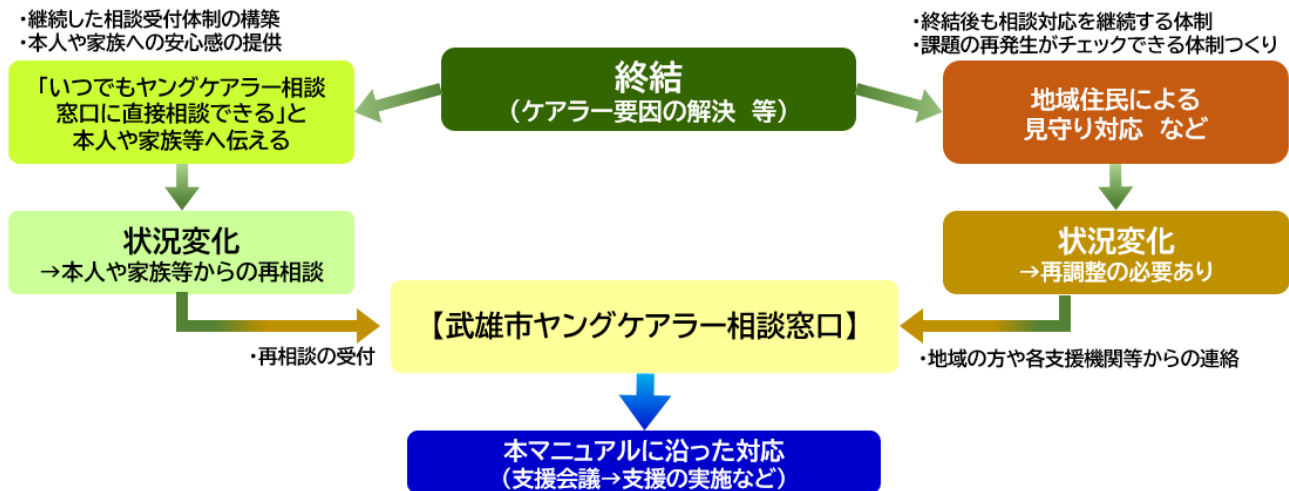
② 終結後の対応

- ・支援終結後は、近隣住民による見守りなどで課題の再発生がチェックできる体制を整えます。
- ・また、支援の終結と判断した場合であっても、すぐにケアラーと相談窓口等との関係性を切ることはなく、ケアラー本人やその家族には「いつでもヤングケアラー相談窓口で直接相談できる」旨を伝え、安心感をもってもらえるように配慮します。

③ 状況変化時(課題の再発など)の対応

- ・一旦は終結となった場合でも、ケアラー要因の再発や新しいケアラー要因が発生するなどして、再びケアラー状態になったと相談を受け付けたり、気づいた場合には、このマニュアルに基づいて対応します。

【図7:終結後の対応】



(8) その他

① 本人や家族の意思確認、個人情報の取扱いに関する同意について

- ・ヤングケアラー支援は、虐待などやむを得ない場合を除き、あくまでもケアラー本人や家族の意思確認のもと、支援を進めていくことが必要となります。
- ・意思確認は最初の相談対応時にとることが望ましいと思われませんが、デリケートな問題でもあり、対応への同意を躊躇される場合も想定されます。初回相談以降であっても面談等の中で信頼関係を構築しながら確認していくことも想定されます。
- ・個人情報の提供に関する同意については、『福祉と子育てのまどぐち』相談における個人情報の取扱いに関する同意書の内容を説明した上で、署名をもらい、コピーを本人へ渡し、原本は対応した部署で保管します。文書での同意を得ることが難しいと判断される場合(初回面談時やケースの進行状況等)は、まずは口頭での同意を得るようにし、その後の経過や状況をみて文書での同意を取るようになります。口頭で同意を取った場合は、ケース記録にその旨を記載します。
- ・ケアラー本人や家族から支援に対しての同意が得られない場合は、支援者より「いつでもヤングケアラー相談窓口」に直接相談できる旨を伝えていただきます。

② 支援の基盤づくり

i 連携体制づくり

- ・多機関での連携を進めるにあたっては、日ごろからコミュニケーションを取っておくことが重要です。
- ・連携の必要性はケアラーだけの問題ではなく、様々な福祉・教育的課題に対しても連携することが重要となっています。
- ・庁内などの定期的な集まりの場や、ケアラー以外でも関係機関と集まる場などで日頃からコミュニケーションを図り、いざという時の早期の対応ができるよう心がけます。

ii 周知啓発

- ・ヤングケアラーについて理解することが、早期の気づきにつながるため重要な取り組みです。
- ・地域住民へのケアラーに関する概念や考え方を周知・啓発するための活動を行います。研修会や講演会

などを想定しています。

③ 武雄市ヤングケアラー支援チームの発足

- ・ヤングケアラー支援への取り組みをより進めるため、市内の教育・医療・福祉・介護・地域などに携わる関係機関と行政が互いに顔の見える関係を構築し、連携協力することで、ケアを担うこととその家族の支援を一体的に実施することを目的として「武雄市ヤングケアラー支援チーム」を発足します。
- ・支援チームはヤングケアラー支援に協力していただける市内の教育・医療・福祉・介護・地域などの関係機関で構成します。
- ・主な活動内容としては、下記の内容を予定しています。

i 代表者会議の開催

- ・ヤングケアラーの現状を把握します。
- ・当該年度における重点支援目標(例:生活保護世帯で小中学生がいる世帯の点検、ケアマネージャーや居宅介護事業所にヤングケアラーがいる世帯がないかの点検など)を設定し、その達成度合いを検証します。
- ・事例検討を行いヤングケアラー支援に関する知識・技術の強化を図ります。

ii 対象ケースの支援会議の開催

- ・必要に応じて個別の支援会議を開催します。対象家庭に関わる支援機関を招集し、情報共有、支援内容の検討、それぞれの役割分担などを行います。

iii 支援者研修会の開催

- ・年1回、支援者研修会を開催し、ヤングケアラー支援に関する知識・技術の強化を図ります。

iv 支援機関一覧の掲示

- ・支援機関(支援チームに参加していただいた機関)の一覧を武雄市ホームページ等に掲載し、ヤングケアラーの啓発、支援につなげます。

v ヤングケアラーサポーターの養成

- ・支援機関に所属する方や受講を希望される方(どなたでも)にヤングケアラーサポーター養成講座を受講していただき、講座修了者をヤングケアラーサポーターに認定して支援の裾野を広げていきます。

6 ヤングケアラーの具体的な支援の例

ヤングケアラーの支援を進めるにあたり、各支援機関がケアラー本人やその家族の相談対応をするのはもちろんのこと、状況に応じて以下の支援の利用調整が必要となります。

ただし、現状としてケアラー本人へ直接提供できるサービスは限られているため、ケアラーのケアの状況や困りごとに応じて、多分野において実施されているサービスなどを組み合わせながら、対応していく必要があります。下表はあくまでも一例であり、これら以外の支援策も必要に応じて利活用します。

また、表6のうち、支援項目に※印がついているものは、サービス利用に利用料金が必要となるサービス等です。導入するにあたっては、ケアラーやその家族に対して十分説明し、事前の確認、同意を得るようにします。詳細について担当部署への事前の確認が必要です。

【表6:ヤングケアラーに対する具体的な支援の一例】

あくまでも一例であり、ヤングケアラーやその環境等の状況を鑑みて、下記以外の支援も組み合わせて支援します

	支 援 項 目	主な内容、留意点 など	担当、関連機関 など
ケ ア ラ ー の 負 担 軽 減	【ケアラーが家庭機能全般を担っている場合】		
	・子育て世帯訪問支援事業	1日2時間 週2回 原則3か月以内	こども家庭課
	【ケアラーがケアをする対象が <u>幼いきょうだい</u> の場合(多子世帯など)】		
	・保育の利用※		こども未来課
	・放課後児童クラブの利用調整※		こども未来課
	・ファミリー・サポート・センター※	保護者の登録があれば支援が可能	子育て総合支援センター
	【ケアラー本人に <u>障がい</u> 等がある 又は ケアラーがケアをする対象者に <u>障がい</u> 等がある場合】		
	・障害福祉サービス担当窓口	相談対応、申請受付、支給決定など	福祉課障がい福祉係
	【ケアラーがケアをする対象が <u>高齢者</u> の場合】		
	・介護保険担当窓口	申請受付、介護サービスの紹介など	健康課たっしゅか係
	・高齢者福祉サービス※	申請、支給決定など(配食サービスなど)	健康課たっしゅか係
	【ケアラー本人又はケアラーがケアをする対象者に <u>医療的ケアが必要</u> な場合】		
	・医療サービス※	診察、診断など	各医療機関
	・訪問看護※	医師の指示が必要	各訪問看護ステーションなど
	【ケアラーがケアする対象者に <u>日本語通訳が必要</u> な場合】		
	・通訳サービス	電話による通訳サービス	男女参画・市民協働課
	【ケアラーがケアする対象者に <u>手話通訳が必要</u> な場合】		
	・手話通訳支援員の配置	本庁1階に配置(月・水曜の午後1～5時)	福祉課障がい福祉係
経 済 的 支 援	・生活保護の受給	窓口での申請が必要。 ※利用条件あり	福祉課保護係
	・つなぎ生活費貸付金 など	※利用条件あり	武雄市社会福祉協議会
	・生活困窮者自立支援事業	自立相談、家計相談、就労準備支援など	武雄市生活自立支援センター
そ の 他	・成年後見制度※	相談対応、市長申立の相談	武雄市成年後見サポートセンター(福祉課内)
	・福祉サービス利用援助事業※	※あんしんサポート ※利用条件あり	武雄市社会福祉協議会

7 参考事例

ヤングケアラーの支援を進めるにあたり、イメージがしやすくなるよういくつか事例を紹介します。

この事例はあくまで一例であり、実際の支援において、必ずこのとおりに対応しなければならないわけではなく、事例を参考に、実態に即した対応が必要となります。

《参考：家族図の見方》

- ・図形による性別…男性は「四角」、女性は「丸」で表現します(□:男、○:女)
- ・本人(ケアラー)のみ、二重四角、二重丸で表現します
- ・亡くなっている場合は、黒塗り(■:男、●:女)
- ・結婚している場合は横線でつなぎます(□—○)
- ・離婚している場合は横線を斜め二重線で区切ります(□≠○)
- ・同居は点線で囲います。

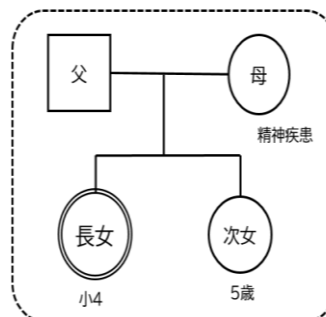
【ケース1】

1. 世帯構成

- ・父、母(精神疾患、無職)、長女(小4、ケアラー)、次女(5歳)の4人世帯

2. 世帯状況

- ・母は精神疾患であるが通院しておらず、体調不良により日中は横になることが多い。そのため、長女が食事の準備や次女の送迎をしている。
- ・父は仕事が忙しく、母や次女のケアができていない。
- ・長女は不登校気味で、学校に来て集中力が低く、学習面に影響が出ている。



3. 支援の方向性(一例)

(1) 長女へのアプローチ

- ・母や次女のケアについて、相談できる相手がいるか確認し、必要に応じて、学校が相談相手となる。
- ・学習支援ができる機関の利用を調整する。

(2) 両親へのアプローチ

- ・長女の負担を軽減する方法を、支援者と一緒に考える旨を提案する。
- ・傷病の治療のため、母が通院できるよう支援する。
- ・次女の送迎支援(ファミリー・サポート・センター)の利用を調整する。

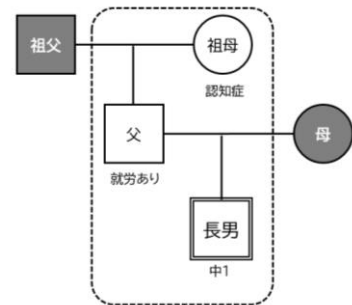
【ケース2】

1. 世帯構成

- ・祖母(70代 認知症)、父(40代 就労中)、長男(中1、ケアラー)の3人世帯

2. 世帯状況

- ・父親は仕事で土日を含めて不在のことが多い。学校も家庭訪問でも会うことができていない。
- ・母が亡くなった後は、祖母が家事等を担っていたが、数年前から認知症となり、最近は一人歩きが目立ってきている。
- ・長男は祖母の病院の付き添いで学校を休むことがある。
- ・通学はできているが、部活動には参加していない。
- ・祖母が夜に起きたりするようで、長男は介護に疲れている。学校でも疲れた様子がうかがえている。



3. 支援の方向性(一例)

(1) 長男への支援

- ・学校(担任、養護教諭等)からの声掛けや見守りの実施。長男に声かけし、話を聞く。
- ・長男の負担状況を聞き取りした上で、学校としてどう対応するのか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携する。

(2) 父へのアプローチ

- ・学校生活に支障が出ていることや、祖母の介護について相談・提案。

(3) 祖母へのケア検討

- ・介護保険サービスの利用調整により負担軽減ができないか検討。

※改善傾向が見られない場合は、ネグレクトの疑いも含め対応を検討する。

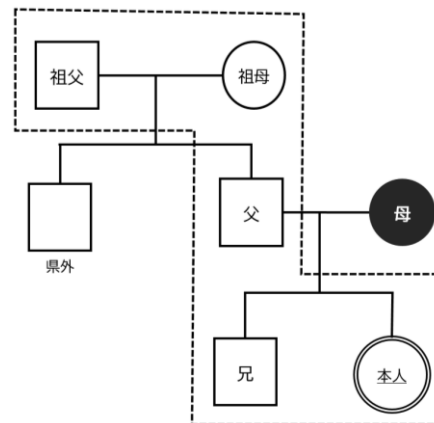
【ケース3】

1. 世帯構成

- ・祖父、祖母(介護)、父、長男、長女(20 歳、ケアラー)
- ・5人世帯

2. 世帯状況

- ・ケアラーの母が若くして亡くなり、祖母が家事等を担い、長女も手伝っていた。
- ・長女が高校生のころ、祖母が体調を崩し、介護が必要な状態となったため、家事等を全て長女が担うこととなった。
- ・祖父は家事等を担ったことがなく、父や長男は仕事のため家事を担うことができない。元々「家事は女性が行うもの」という考えがある。
- ・長女は高校を卒業したものの、卒業後は「家のことをするため」に進学や就職の選択肢がなく、そのまま自宅で家事を担う生活を送っている。



3. 支援の方向性(一例)

(1) 祖母へのアプローチ

- ・祖母が介護認定申請し「要支援2」となったため、ケアマネジャーが介入し、祖母への介護サービスを提案。サービス利用が開始となった。
- ・祖母の身体状況でもできる家事を検討し、福祉用具等を活用して環境整備を行い洗濯等の家事を担うことができるよう支援した。

(2) 長女へのアプローチ

- ・長女の負担を軽減する方法を、支援者と一緒に考える旨を提案する。
- ・祖母が介護サービスを受けることに加え、祖父も配食サービスを利用することで、長女に時間的な余裕ができた。
- ・元々就労意欲があり、限られた時間でも働くことができる仕事を探すよう生活自立支援センターによる就労支援を提案。
- ・長女自身もハローワークにて就職活動し、条件に合う仕事につくことができた。

9 参考資料等

(1) ヤングケアラーに関する機関(国及び佐賀県)

機関名、資料名など	連絡先
こども家庭庁 ホームページ	https://www.cfa.go.jp
こども家庭庁 親子のための相談 LINE	 匿名可能 秘密厳守 相談 LINE にまずは登録
佐賀県ヤングケアラー 専門相談ダイヤル	090-9717-0566 ■受付時間 毎週月・水・金 11時から18時(土日・祝日・年末年始を除く)

(2) 参考資料

資 料 名	作 成 者 など
多機関・多職種連携による ヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～	作成:有限責任監査法人トーマツ
ヤングケアラーの早期発見・ニーズ 把握に関するガイドライン	作成:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
神戸市 こども・若者ケアラー 支援マニュアル	神戸市

(3) 様式

- ・様式1…ヤングケアラーアセスメントシート
- ・様式2…ケース記録

10 改訂履歴

版 数	改 訂 日	主 な 改 定 内 容
第1版	令和6年4月1日	初版発行
第2版	令和8年2月25日	P2 【重要:本マニュアル活用上の注意点】の変更 P8 【表1】こども家庭センターの新設に伴う名称追加 【表2】部署の追加 P12 【表4】例示を一部削除
第3版	令和8年6月19日	P10・14 要保護児童対策協議会受理会議を追加 P19 子育て世帯訪問支援事業の追加

(様式1)

ヤングケアラー アセスメントシート

	日 付	作 成 者
初回作成日		
最終更新日		

1 ケアをしている人(ケアラーと思われる人)			
フリガナ		生年月日	(歳)
氏 名			
相談者			
2 家族の状況について			
家族構成 (同居している家族)	☐ 父親 ☐ 母親 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ きょうだい (人) ☐ その他 ()		☐
家族の状況 (お世話が必要な 家族の有無など)	☐ 高齢 ☐ 障害がある ☐ 疾病がある ☐ 精神疾患(疑い含む)がある ☐ 親が多忙 ☐ 幼いきょうだいが多い ☐ 経済的に苦しい ☐ 生活能力・養育力が低い ☐ 日本語が不自由 ☐ その他 ()		☐
3 ケアの状況について			
ケアの相手	☐ 父親 ☐ 母親 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()		☐
ケアの内容	☐ 身体的な介護 ☐ 情緒的な支援※ ☐ きょうだいの世話 ☐ 生活費の援助 ☐ 家事 ☐ 通院や外出時の同行 ☐ 金銭管理や事務手続き ☐ 服薬管理・投与 ☐ 通訳(日本語・手話) ☐ その他 () ※情緒的な支援…精神疾患の家族の感情的なサポートや自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になること		☐
ケアの時間(1日)	☐ 1時間未満 ☐ 1～3時間 ☐ 3～5時間 ☐ 5～7時間 ☐ 7時間以上		☐
ケアの回数(1週間)	☐ 1～2日 ☐ 3～5日 ☐ 毎日 ☐ その他 ()		☐
ケアの チェックポイント	☐ 親・保護者の見守りの下で行われているか？ ☐ 他の活動や生活(学校、友人と遊ぶ時間など)が圧迫しないよう管理されているか？ ☐ 「やりたくない」という選択肢がどの程度保障されているか？ ☐ お世話の役割が慢性化・固定化されていないか？		☐
4 ケアラー本人の認識や意向			
ケアラー自身が「ヤングケアラー」状態のおそれがあると認識しているか？	☐ 認識している ☐ 認識していない		☐
家族の状況やケアをしていることについて、誰かに話せているか	☐ 話せている→誰に () ☐ 話せていない		☐
ケアラー本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	☐ いる→ () ☐ いない		☐
ケアラー本人がどうしたいと思っているか ケアラー本人の想いや希望			☐

対象者:

ケース記録

(様式2)

[illegible]